

厚生科学研究費補助金 (健康科学総合研究事業)

「都道府県、市町村の健康日本 21 地方計画
及び保健所におけるたばこ対策実施状況とその評価」に関する研究班

分担報告書

都道府県が策定した健康日本 21 地方計画 における未成年の喫煙対策に関する研究

鳥取大学医学部衛生学教室
国立公衆衛生院疫学部
国立公衆衛生院疫学部
国立公衆衛生院疫学部

助教授 尾崎米厚
主任研究官 谷畠健生
主任研究官 青山 匂
主任研究官 川南勝彦

研究要旨

未成年者喫煙禁止法によって未成年の喫煙については規制されているにも関わらず、わが国の未成年者の喫煙率は高い数値を示している。健康日本 21 では未成年者の喫煙をなくすと掲げられているが、地方計画では未成年者の喫煙問題はどのように扱われているか明らかになっていない。このため地方計画における未成年者の喫煙問題の対策の策定状況を明らかにした。

健康日本 21 地方計画を策定した都道府県のうち、未成年者に関わるたばこ対策の目標を掲げた所は 71% であった。このうち未成年の喫煙に関する現状値を示した都道府県は 28% であったが目標現状値を示していない都道府県は約 7 割であり、また現状値の由来は県独自のものは約 3 割で、多くはなかった。

都道府県の現状値を示さずに、たばこ対策を策定した都道府県が少なくないことが明らかになった。今後現在の策定予定の都道府県のたばこ対策も加え、詳細については分析を進める予定である。

分担研究者 尾崎米厚
鳥取大学医学部衛生学教室

A. はじめに

未成年者喫煙禁止法によって未成年の喫煙については規制されているにも関わらず、未成年者の喫煙率(直近 30 日間の喫煙日数)は高校 3 年男子の 36.9%、女子の 15.8% (厚生科学研究費補助金健康

増進研究事業による研究班報告(未成年者の喫煙および飲酒行動に関する全国調査研究班、主任研究者 上畠鉄之丞、2001 年))と、多くの未成年者の喫煙防止はたばこ対策上極めて重要な課題である。健康日本 21 では未成年者の喫煙をなくすと掲げられているが、地方計画では未成年者の喫煙問題はどのように扱われているか明らかになっていない。このため地方計画における未成年者の喫煙問題の対策の策定状況を明らかにした。

B. 方法

健康日本 21 地方計画策定済みの都道府県より、冊子または Web データとして 41 か所(87%、平成 14 年 3 月 29 日現在)より入手した。未成年者についてのたばこ対策の内容を分析した。分析項目としては未成年者への目標、達成目標、目標値、現状値、現状値の由来する調査とした。

C. 結果

健康日本 21 地方計画を策定した都道府県のうち、未成年、児童および学童に関するたばこ対策の目標を掲げた所は 32 か所(71%)であった(表 1)。目標値は「未成年者の喫煙率を 0%とする」の 97%であった(表 2)。このうち未成年の喫煙に関する現状値を示した都道府県は 28%で(表 3)、地方計画に未成年への喫煙対策の 5 年後の目標値を示したところは 91%であった(表 4)。しかし目標値を示しながら、現状値を示していない都道府県は 69%で(表 5)、また現状値の由来は厚生科学研究費補助金健康増進研究事業による研究班報告(防煙の実態に関する研究、主任研究者蓑輪真澄、1998 年)の報告書によるものが 44%で県独自のものは 34%、現状値を示していないものが 22%であった(表 6)。

D. 考察

未成年者喫煙禁止法によって未成年の喫煙については規制されているにも関わらず、未成年者の喫煙率は高いことが調査されている。わが国における未成年者の喫煙防止はたばこ対策上極めて重要な課題である。

都道府県の健康日本 21 地方計画は、国の施策健康日本 21 を元に、都道府県が示したものであり、国に比べてより住民に近い健康施策である。この中で未成年者の喫煙問題を取り上げていない都道府県も少なくないことが明らかになった。また未成年者の喫煙問題の解決に向けて目標を掲げながら、現状値を示さない都道府県も少なくない。目標値は他のたばこ対策の目標よりもくらべて、未成年者喫煙禁止法がある

ため 0%としやすいと思われる。さらに現状値の由来は、都道府県によるデーターではない場合が過半数を呈しており、都道府県のたばこ対策は住民の実態を十分に考慮できていない状況であると思われる。

都道府県の地方計画についてはまだ確定していないところもあるので、現在の所策定予定のものも加え、今後追加される地方計画に加え、詳細については分析を進める予定である。

E. 結論

未成年者のたばこ対策を取り組む姿勢を示した都道府県は約 7 割あった。対策の目標値は示しているが、都道府県の現状値を示さずに、未成年者へのたばこ対策を策定した都道府県が少くないことが明らかになった。

F. 健康危険情報

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

表1 健康日本21地方計画のうち
未成年の喫煙に関する目標を挙げた都道府県

	n=41	(%)
都道府県	31	(69)

表2 未成年の喫煙に関する目標値の内容

	n=31	(%)
目標値0%	30	(97)
目標値0%以外	1	(3)

表3 未成年の喫煙に関する現状数値を挙げた都道府県

	n=31	(%)
都道府県	28	(90)

表4 未成年の喫煙に関する目標を上げて、
目標値を示した都道府県

	n=31	(%)
目標値あり	29	(94)
目標値なし	3	(10)

表5 未成年の喫煙に関する目標を上げて、
現状値を示した都道府県

	n=31	(%)
現状値あり	22	(71)
現状値なし	10	(32)

表6 未成年の喫煙の現状値を示した
都道府県の現状値の由来

	n=31	(%)
厚生科学研究*	14	(45)
県独自	11	(35)
今後調査する	5	(16)
示していない	1	(3)

*厚生科学研究費補助金健康増進研究事業
「防煙の実態に関する研究」班
主任研究者簗輪眞澄(国立公衆衛生院)、1998